

# 議案参考資料

[平成 29 年第 2 回定例会(6 月)]

[担当課(室)係]

子育て支援課 園児サービス係

## 議案名

議案第 39 号 桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、保育園、幼稚園及び認定こども園等の利用者負担を軽減するため、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

- 1 市町村民税非課税世帯に係る第 2 子の利用者負担額の無償化(ひとり親世帯等の第 2 子以降は既に無償化実施済)

※1号認定	第2子は無償とする。(現行月額 400 円、950 円→0 円)
2号認定	ただし、所得割非課税世帯については、1号認定のみ、第2子
3号認定	無償とする。(現行月額 650 円→0 円)

- 2 年収約 360 万円未満(世帯の構成や収入の種類により金額は異なります。)相当世帯に係る利用者負担額の軽減

・ひとり親世帯等

1号認定	第1子に係る利用者負担額を、国が示す減額割合を基準として軽減
2号認定	する。所得階層や号認定により、現行月額 1,450 円～10,400 円
3号認定	を約 3%～60%減額(第2子以降は既に無償化実施済)

・その他の世帯

1号認定	第1子、第2子に係る利用者負担額を、国が示す減額割合を基準
	として軽減する。所得階層により、現行月額 1,950 円～9,100 円
	を約 12%～13%減額(第3子以降は既に無償化実施済)

※・1号認定：満3歳以上の小学校就学前子どもであって、教育のみを受ける子ども

・2号認定：満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保育を必要とする子ども

・3号認定：満3歳未満の保育を必要とする子ども

- 3 寡婦(夫)控除のみなし適用

婚姻歴のないひとり親世帯について、税法上の「寡婦(夫)控除」が適用されるものとみなして利用者負担額等を算定する。

(施行期日：公布の日(適用は平成 29 年 4 月 1 日から))

## 背景・経過

平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が実施され、子育て世帯への支援強化のため、段階的に幼児教育の無償化が実施されております。平成 29 年 3 月 31 日に子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令(平成 29 年政令第 95 号)が公布され、利用者負担の上限額に係る特例措置が拡大されました。